

八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び八王子市障害者療育センター指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市福祉部の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び八王子市障害者療育センター指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び八王子市障害者療育センター指定管理者の候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- 1 応募書類に関すること。
- 2 候補者の適正性に関すること。
- 3 その他

(構成)

第3条 評価会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は福祉部において処理する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成28年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

| | | | |
|-----------|----------|-----------|-------------|
| 学識経験を有する者 | 民生委員 | 同種の公立施設職員 | 財務の専門家 |
| 身体障害者相談員 | 知的障害者相談員 | 福祉部長 | 医療保険部長 健康部長 |